

札幌市水道局建設工事施工体系適正化指導要綱

令和3年3月17日 管理者決裁

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市水道局の発注に係る建設工事に関し、当局における指導及び建設業者の取組について定め、もって施工体系の適正化を図ることを目的とする。

(地元建設業者の活用)

第2条 札幌市水道局から直接建設工事を請け負った建設業者(以下「元請業者」という。)は、当該工事の一部を下請契約等により請け負った建設業者(以下「下請業者」という。)に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り地元建設業者を活用するよう配慮するものとする。

(適正な契約の締結)

第3条 建設工事の施工における企業間の下請契約(2次下請以降の再下請契約を含む。)の当事者は、契約の締結に当たって次の事項を遵守するものとする。

- (1) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、書面による契約を締結すること。
- (2) 契約の当事者は対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときも同様とする。
- (3) 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。また、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額及び消費税相当額分を適切に計上すること。
- (4) 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。なお、見積書に関しては、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用に努め、提出された見積書を尊重すること。
- (5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減ずる等、自己の取引上の地位を不当に利用しないこと。

(代金支払等の適正化)

第4条 下請契約における注文者(以下「注文者」という。)からその契約における受注者(以下「受注者」という。)に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関するもののほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

- (1) 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。
- (2) 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

- (3) 手形期間は、90日以内を基本とし、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めること。また、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (4) 注文者は、前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払すること。
- (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
- (6) 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、再下請負人、建設労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。また、元請業者は、下請工事の施工に関し、紛争が生じないように努めること。

(施工体制台帳の写しの提出等)

第5条 下請契約を締結した元請業者は、請負代金の額を明示した請負契約書（2次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳を作成し、その写しを当局に提出しなければならない。

- 2 前項の施工体制台帳に記載された下請業者（2次以下の下請業者を含む。）が、さらにその工事の一部を他の下請業者に請け負わせたときは、当該工事の内容、工期などを、元請業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の元請業者は、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第6条 建設業者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行わないものとする。

(技術者の適正な配置等)

第7条 建設業者は、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等を適正に配置しなければならない。

- 2 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- 3 前項に定める恒常的な雇用関係にある者とは、入札の申込のあった日、若しくは入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日以前に3か月以上の雇用関係にある者をいう。

(受注者の選定)

第8条 注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引状況等を的確に評価するとともに、社会保険等の加入状況についても配慮したうえで、優良な者を選定するものとする。また、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」（平成25年条例第6号）の趣旨を踏まえ、暴力団関係事業者を選定することは厳に行わないこと。

(建設労働者の雇用条件等)

第9条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図ることとし、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 建設労働者の雇用に当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
 - (2) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
 - (3) 工程管理及び労働時間管理を適正に行い、労働時間の短縮や休日の確保に十分配慮をすること。
 - (4) 労働安全衛生法を遵守する等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者や危険な作業を行う建設労働者等に安全衛生教育を実施すること。
 - (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、下請業者が、社会保険等に加入していない場合は、元請業者は下請業者に対して、加入するよう指導に努めること。また、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
 - (6) 労働者災害補償保険法に係る保険料を適正に納付すること。また、任意の労災補償制度及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入する等、万一の事故に備えて、十分な対策を講ずるよう配慮すること。
 - (7) 建設労働者の賃金については不払等が発生しないよう、必要な措置をとること。
- 2 元請業者は、その建設工事におけるすべての受注者に対して、建設労働者の雇用・労働条件の改善等のための指導、助言その他の援助を行うものとする。
- 3 元請業者以外の注文者は、前項の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(退職金制度の確立)

第10条 建設業者は、勤労者退職金共済機構の制度を利用する等、労働者に対して退職金制度を確立するよう努めるものとする。

(建設業退職金共済制度に係る元請業者の事務)

第10条の2 建設業退職金共済（以下「建退共」という。）制度に加入している元請業者は、当局に対し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 元請業者は、工事契約を締結した場合、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1カ月以内に当局に提出するものとする。ただし、工事契約当初に建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により当局に申し出るものとする。
- (2) 元請業者は、自ら雇用した建退共制度の対象労働者への証紙貼付実績について記録した建設業退職金共済証紙貼付実績書（別記様式1）（以下「実績書」という。）を、工事しゅん功後速やかに、当局に提出するものとする。
- (3) 元請業者が下請契約を締結する場合は、下請業者（2次以下の下請業者を含む。以下同じ。）に対して、建退共制度の趣旨を説明し、原則として、下請業者が雇用す

る建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付するものとする。

(4) 前号の場合、元請業者は下請業者が雇用した建退共制度の対象労働者への証紙貼付実績について記録した実績書を、工事しゅん功後速やかに、当局に提出するものとする。

(実績書及び収納書の閲覧)

第 10 条の 3 当局は、元請業者から提出された実績書及び収納書を、受け取った日の翌日から起算して 2 年間が経過する日まで閲覧に供するものとする。

(建設労働者の技術・技能の向上)

第 11 条 建設業者は、建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めるものとする。

(適正な雇用管理等)

第 12 条 建設業者は、雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めるものとする。

2 建設業者は、建設労働者の募集を適法に行うものとする。また、出入国管理及び難民認定法等に違反して外国人を不法に就労させないものとする。

(工事事故の防止等)

第 13 条 建設業者は、建設工事の施工にあつては、保安員の適正配置、地下埋設物に対する取扱いの配慮、建設労働者の技術研修等安全管理体制を強化し、事故絶滅に努めるものとする。

2 建設業者は、建設工事の施工にあつては、交通事故等を起こさぬよう万全の注意を払わなければならない。

(災害の報告)

第 14 条 災害が発生した場合には、受注者は、注文者及び元請業者に報告するものとする。

(その他)

第 15 条 建設業者は、この要綱に定めるもののほか、建設業法、労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。